

尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書

本年 8 月 15 日、香港の民間団体メンバーなどが乗った船が日本の領海内に侵入し、乗組員の一部が尖閣諸島魚釣島に不法に上陸した。今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずにもかかわらず、みすみす不法上陸をさせることとなった。

香港の民間団体メンバーは、海上保安庁巡視船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を起した嫌疑が強いにもかかわらず、沖縄県警及び海上保安庁第 11 管区海上保安本部は、出入国管理及び難民認定法第 65 条を適用し、翌々日には、上陸した 7 人を含む計 14 人全員を強制送還したことは極めて遺憾である。

香港の民間団体メンバーは尖閣諸島への再上陸を表明しており、今後も、尖閣諸島周辺海域での同様のトラブルが懸念されている。そのようななか、政府は、去る 9 月 11 日に、平穏かつ安定的に維持・管理する目的で、同諸島のうち、魚釣島、北小島、南小島を地権者から購入し、国有化を行った。

同諸島の国有化に中国は反発し、中国国内の反日デモは一部暴徒化、邦人企業の店舗破壊や日本人への暴力行為などに及んでいる。日中の感情的な対立、緊張が激化することは、漁業者のみならず、観光業、本市の経済への影響及び、日本と中国、本市との良好な関係が損なわれることになり市民に不安を与えている。

よって、本市議会は、市民及び国民の生命と財産並びに安全及び領土・領海を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 今後、同様の事案があった場合、我が国の法令を厳格に適用すること。
- 2 尖閣諸島及び周辺海域は歴史上、国際法上も我が国の領土及び領海であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す取り組みを行うこと。
- 3 日中両国間の感情的な対立、緊張をエスカレートさせるようなことを自制し、歴史的事実と国際法上の道理にのっとり、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図ること。
- 4 尖閣諸島及び周辺海域において、本市及び我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 25 日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、法務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、海上保安庁長官